

## 栗東市広報「りっとう」有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市が発行するする広報「りっとう」(以下、「市広報紙」という)に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載及び広告事業者の基準)

第2条 市広報紙に掲載できる広告及び広告事業者は、市として品位及びイメージを妨げないもの並びに市民に不利益を与えないよう中立性が確保できるものとするため、栗東市有料広告掲載要綱第3条第1項に掲げる掲載基準及び第2項に掲げる事業者の基準のいずれにも該当しないものに限る。

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載種類及び規格は、次のとおりとする。

広告掲載箇所	色	広告枠数	1枠当たりのサイズ
広報りっとう本文 最終ページ	1色	2枠	縦55ミリメートル 横85ミリメートル
広報りっとうお知らせ版 最終ページ	1色	2枠	縦55ミリメートル 横85ミリメートル
広報りっとうお知らせ版 保健だより ページ	1色	2枠	縦55ミリメートル 横85ミリメートル

- 2 広報りっとう本文の広告の掲載位置は、広告掲載箇所の下段左側1枠、下段右側1枠、概ね紙面の4分の1とする。
- 3 広報りっとうお知らせ版の広告の掲載位置は、広告掲載箇所の下段左側1枠、下段右側1枠、概ね紙面の4分の1とする。
- 4 広告は、同一ページの隣り合う2枠を1枠の広告とすることができる。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載箇所	1枠当たり広告掲載料	前条第4項の規定により、 2枠を1枠とした場合の 広告掲載料
広報りっとう本文	30,000円	60,000円
広報りっとうお知らせ版	20,000円	40,000円

(広告の申込み)

- 第5条 市広報紙に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という)は、栗東市広報「りっとう」有料広告掲載申込書(様式第1号)に、誓約書(様式第1号の2)および掲載しようとする原稿(完全な原稿、電子データ等をいう。以下同じ。)を添えて、市が指定する日までに市長に提出しなければならない。
- 2 毎年2月の市が指定する日から、次年度に発行する広報の広告の申込みを受け付ける。
  - 3 申込みの受け付けは執務時間内とする。ただし、受け付け初日は午前9時から午後5時15分までとする。
  - 4 広告の申込みは1掲載号につき1枠とする。
  - 5 広告の申込みは先着順により受け付ける。ただし、申込書が郵送により提出された場合は、到着日の午後5時15分に到着したものとみなす。
  - 6 前項本文の規定にかかわらず、広告の申込みが同時であった場合は、抽選により申込み順を決定する。

(広告掲載の審査・決定等)

第6条 市長は、前条第1項の栗東市広報「りっとう」有料広告掲載申込書を受理したときは、栗東市有料広告掲載要綱第7条に規定する栗東市広告審査委員会にて掲載の可否を決定し、申込者に栗東市広報「りっとう」有料広告掲載許可(不許可)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市税を滞納している者の広告は掲載しないものとする。

(広告の版下および原稿の作成)

第7条 広告内容および広告掲載に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

2 広告の版下および原稿は、市長が指定する方法により申込者の負担で作成し、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 第6条の規定により掲載の許可をうけたもの(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第9条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、申込者の責めによらない事由によって、広告を掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を返還することができる。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子をつけない。

(掲載の取り消し)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告主への催告その他の手続きをすることなく、広告掲載の決定を取り消し、または、掲載した広告の削除、もしくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 第2条に規定する基準を満たさなくなったとき

(2) 指定された期日までに広告掲載料を納付しなかったとき

(3) 指定された期日までに広告原稿の提出がないとき

(4) 市広報紙への広告掲載内容が不相当であると判断したとき

2 前項の取消しにより、申込者に損害が生じても市長は、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、栗東市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月号の広告の申込みから適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月号の広告の申込みから適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月14日から施行する。ただし、第3条および第4条の改正については、平成25年4月号の広告の申込みから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月号の広告の申込みから適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月号の広告の申込みから適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から施行する。